

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業に係る事業者選考委員会

第3回 次第

日 時：平成30年7月27日(金) 午後2時から
場 所：松戸市役所 議会棟2階 第3委員会室

1. 開会

2. 議 題

- (1) 特定事業の選定の公表について
- (2) 前回審議内容の報告について
 - ・要求水準書
 - ・落札者決定基準書
- (3) 入札公告書類について
- (4) 落札者決定基準の評価項目における配点について
- (5) 事業者審査の進め方について
- (6) その他

3. 閉会

〈配付資料〉

- ・資料1：第2回事業者選考委員会議事録
- ・資料2：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 特定事業の選定
- ・資料3：入札公告書類(案)
 - 資料3-1：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 入札公告
 - 資料3-2：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 入札説明書
 - 資料3-3：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 要求水準書
 - 資料3-4：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 落札者決定基準書
 - 資料3-5：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 基本協定書(案)
 - 資料3-6：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 基本契約書(案)
 - 資料3-7：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 建設工事請負契約書(案)
 - 資料3-8：(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 維持管理業務委託契約書(案)
- ・資料4：落札者決定基準の評価項目における配点の検討
- ・資料5：事業者審査の進め方
- ・参考資料1：要求水準書(案) 新旧対照表
- ・参考資料2：落札者決定基準の検討 新旧対照表
- ・参考資料3：落札者決定基準の検討

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
第 7 条の規定に準じて、（仮称）松戸市リサイクルプラザ整備事業を特定事業として選定したの
で、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表し
ます。

平成 30 年 7 月 13 日

松戸市

松戸市長 本郷谷 健次

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業

特 定 事 業 の 選 定

平成 30 年 7 月 13 日

松 戸 市

< 目 次 >

1. 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 対象となる公共施設等の種類	1
(3) 対象となる公共施設等の管理者	1
(4) 事業の目的	1
(5) 本施設の概要	1
(6) 事業内容	2
2. 特定事業の選定及び公表に関する事項	2
(1) 特定事業選定の基本的な考え方	2
(2) 市の財政負担見込額による定量的評価	3
(3) DBM方式で実施することの定性的評価	4
(4) 総合評価	5

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 対象となる公共施設等の管理者

松戸市長 本郷谷 健次

(4) 事業の目的

市では、市内で発生する粗大ごみ及び資源ごみ等について、資源リサイクルセンター（昭和56年3月竣工）、日暮クリーンセンター（昭和63年3月竣工）及び和名ヶ谷クリーンセンター（平成7年9月竣工）の3施設で処理している。現施設の設備は、老朽化が進み、更新時期を迎えているほか、中間処理後の残さ物を施設間移動する必要があるなど、非効率となっている。

このことから、市では、粗大ごみの効率的な処理を目指して1施設に集約し、施設を更新することとした。なお、施設整備に当たっては、技術開発動向を踏まえた省電力機器などの最新処理技術の導入及び維持管理費用の削減等を目指すものとする。

(5) 本施設の概要

本施設の概要を次に示す。

項目	概要
施設の種類	マテリアルリサイクル推進施設（管理棟、計量棟含む）
敷地面積	約 1.5ha
施設規模	39t/5h (内訳) 不燃系処理ライン 25.9t/5h 可燃系処理ライン 12.4t/5h 有害物処理ライン 0.7t/5h
処理方式	破砕＋機械選別方式
処理対象物	【不燃系処理ライン】 ・粗大ごみ（不燃性） ・資源ごみ（びん・缶・紙布除く） ・陶磁器・ガラスなどのごみ 【可燃系処理ライン】 ・粗大ごみ（可燃性、プラ粗大） 【有害物処理ライン】 ・有害などのごみ

(6) 事業内容

① 事業方式

本事業は、DBM方式（Design：設計、Build：建設、Maintenance：維持管理）により実施する。事業者は、本施設の設計・建設業務及び20年間の維持管理業務を行うものとする。

② 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・設計・建設期間：事業契約締結日から平成33年(2021年)3月までの約2年間
- ・維持管理期間：平成33年(2021年)4月から平成53年(2041年)3月までの20年間

③ 対象となる業務範囲

本事業における事業者の業務範囲は、次のとおりとする。

1) 本施設の設計・建設に関する業務

- ・プラント設備設計・工事
- ・建築工事設計・工事（造成設計・工事含む）
- ・その他本事業に伴う設計及び工事
- ・市が提示する調査結果以外の必要な事前調査
- ・市が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という）の申請に係る支援
- ・設計及び工事に係る許認可申請、及び市が行う申請に係る支援
- ・市が行う住民対応に係る支援
- ・その他これらを実施する上で必要な業務（試運転・運転指導含む）

2) 本施設の維持管理に関する業務

- ・維持管理業務
- ・情報管理業務（記録・報告・情報発信等）
- ・環境管理業務
- ・関連業務（施設警備、清掃・植栽管理等）
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的な考え方

本事業をDBM方式で実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスに対する水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

具体的には次の評価を行う。

- ① 市の財政負担見込額による定量的評価
- ② DBM方式で実施することの定性的評価
- ③ 事業者に移転するリスクの評価
- ④ ①から③による総合的評価

(2) 市の財政負担見込額による定量的評価

① 財政負担見込額算定の前提条件

市が本事業を自ら実施する場合及びDBM方式により実施する場合における財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は、次のとおりである。なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

表1 事業費の算定条件

項目	市が直接 実施する場合	DBM方式により 実施する場合	算出根拠
① 利用者収入などの 算出方法	利用者収入（ごみ手数料等）は事業収入外とし算定の範囲に含めない。（市の手数料収入）		
② 設計・建設業務に係る 費用の算出方法	設計費 建設工事費	同左	・意向調査による見積等をもとに設定 ・民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される減額を考慮して算出
③ 維持管理業務に係る 費用の算出方法	維持管理費 情報管理業務費 関連業務（清掃、 施設警備費等）	同左	
④ 運転管理業務に係る 費用の算出方法	搬入管理業務 運転管理業務 環境管理業務	長期包括業務委託	・市が直接実施する場合の事業費は意向調査による見積により設定 ・DBM方式の事業費は市の委託実績により設定
⑤ 資金調達にかかる 費用の算出方法	交付金 一般財源 起債	同左	・交付率及び起債条件は、金利負担を考慮せず、交付金額を控除しない
⑥ その他の費用	工事監理費	アドバイザー費 モニタリング費	・工事監理費、アドバイザー費及びモニタリング費は同程度の費用で相殺するものとして計上しない

表2 VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	4.0%	費用便益分析マニュアル（平成20年11月国土交通省道路局都市・地域整備局）を踏まえて設定
②物価上昇率	0%	物価上昇を考慮しない
③リスク調整値	—	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

② 財政負担見込額の比較

前項の前提条件に基づき、市が本事業を直接実施する場合及びDBM方式により実施する場合の財政負担見込額を現在価値換算の上、比較した結果、市の財政負担軽減は、約4.1%軽減が見込まれる結果となった。

表3 定量的評価結果

項目	値	備考
①市が直接実施する場合	6,065,172千円	現在価値換算
②DBM方式により実施する場合	5,817,219千円	現在価値換算
③VFM（金額）	247,953千円	①－②
④VFM（割合）	約4.1%	③÷①

(3) DBM方式で実施することの定性的評価

本事業をDBM方式により実施する場合、市の財政負担額削減の可能性が期待できる定量的な効果に加え、次の定性的な効果が期待できる。

① 事業者に移転するリスクの評価

事業者が負担するリスクは、市が負担する場合に比べ、効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としている。そのため、事業者が有するリスクコントロールのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制及び顕在時における被害額の抑制が期待できる。

② 公共サービス等の水準の評価

1) 設計・建設及び運営管理の効率化

事業者が本施設の設計・建設及び維持管理業務を一貫して実施することにより、事業者独自による施設の点検及び整備に関する専門的な知識及びノウハウが十分に発揮され、より効果的かつ機能的な設計・建設及び維持管理が実施されると期待できる。

2) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業に伴うリスクのうち、設計・施工段階での変更リスク及び運営段階での設備老朽化リスクなど、事業者が担う方がよりよく管理できるリスクが存在する。一方で、用地に関するリスクなど、市側で担うべきリスクもある。こうしたリスクについては、計画段階であらかじめ分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行及び安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により、過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(4) 総合評価

本事業は、DBM方式で実施することにより、市自ら直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、約4.1%の縮減を期待することができるとともに、効果的かつ効率的なリスク負担並びに公共サービス等の水準の向上も期待することができる。

したがって、本事業をDBM方式で実施することが適当であると認められるため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第7条に基づき特定事業として選定する。

落札者決定基準の評価項目における配点の検討

< 目 次 >

1. 検討内容 1
2. 配点の設定 1

1. 検討内容

(仮称)松戸市リサイクルプラザ整備事業(以下「本事業」という。)では、事業者を選考するために、落札者決定基準を設定します。そこで、第2回事業者選考委員会において、評価項目及び評価基準についてご協議頂きました。

今回、第3回事業者選考委員会では、ご協議頂いた評価項目に対し、配点をどのように設定するか、ご協議頂きます。

2. 配点の設定

配点は、表1に示すように、各評価項目で一律「5点」を基本とし、本事業において特に重要な次に示す評価項目については「10点」としました。配点の事務局案を表3に示します。

また、各様式における最大ページ数は、表2に示す内容を基本とします。なお、全体配置図等の図面を提示することを求めている場合もあるため、A3版も可としますが、A4版2ページにカウントします。

表1 特に重要な事項に関する考え方(配点を10点とする評価項目)

評価項目	重要な理由
④ DBM方式の リスクへの対応策	DBM方式による本事業の実施に当たり、維持管理業者、運転委託業者等の複数の事業者が運営に関与することから、市として最大のリスクととらえ、リスク低減に対する提案を求めたいことから、重要項目と設定しました。
⑨ 処理システム	本施設は、30年以上使用することを基本とすることから、長期安定処理の観点を踏まえた設計・建設を行うことを目的とし、市として、重要項目と設定しました。
⑮ 施設保全の計画	本施設は、30年以上使用することを基本とするため、効率的な設備更新やストックマネジメントの考え方に基づいた本施設の長寿命化を重要と考え、市として重要項目と設定しました。

表2 技術提案書におけるページ数

項目	技術提案書におけるページ数
企業力 (評価項目①～③)	A評価となる件数を上限とし、A4版で1ページ又は2ページとします。
配点が10点の項目	A4版4ページ以内を基本とします。(A3版は、2ページでカウント)
配点が5点の項目	A4版2ページ以内を基本とします。(A3版は、2ページでカウント)

表3 本施設の設計・建設・維持管理に関する評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準		配点		
企業力	①	同種施設 ^(※1) の施工実績 (処理能力5t/5h以上)	・過去10年間(H20.4以降から実施方針公表までに稼働開始した施設)の公共工事における同種施設の施工実績の件数を定量評価する。 (A:5件以上、B:4件、C:3件、D:2件、E:1件)	5	15	
	②	同種施設 ^(※1) の維持管理実績 (処理能力5t/5h以上)	・過去10年間(H20.4以降から実施方針公表までに稼働開始した施設)の公共工事における同種施設に対するDBO方式又はDBM方式の件数を定量評価する。(A:5件以上、B:4件、C:3件、D:2件、E:1件)	5		
	③	監理技術者の同種施設 ^(※1) の施工実績 (処理能力5t/5h以上)	・監理技術者としての過去10年間(H20.4以降から実施方針公表までに稼働開始した施設)の公共工事における同種施設の施工実績の件数を定量評価する。(A:2件以上、C:1件、E:0件)	5		
事業計画	リスク管理	④	DBM方式のリスクへの対応策	・要求水準書「第3章第3節2.点検及び検査の実施」に示す運転委託業者等から受ける運転管理の報告(日報、月報、年報)についての確認方法及び市への助言、並びに確認等の頻度や事業者の取組が、具体的かつ実効性があり、市等及び維持管理事業者の双方にとってリスク低減につながる具体的な提案がなされているか。 ・計画よりも設備等の更新時期が早まった場合や原因不明の故障が発生した場合における早期復旧に対する対応策について具体的な提案がなされているか。	10	20
	運転費	⑤	運転費の低減への対策	・20年間の運転に伴う運転人員を削減することを目的とした、ハード及びソフトに対する具体的な設計の提案がなされているか。	5	
	地元貢献	⑥	地元企業の活用	・設計・建設業務において、地元企業を活用するなどの提案がなされているか。 ・維持管理業務において、清掃・植栽管理や施設警備等の業務において、地元企業を活用するなどの提案がなされているか。	5	
設計・建設業務に関する事項	本施設の運用に対する安全・安定性	⑦	施設配置及び車両動線	・各車両(収集車、一般持込車両、搬出車両、一般車両(見学等))に配慮した極力錯綜しない車両動線、施設外に車両が待機することがないように待機場所を考慮した施設配置など、安全に配慮した具体的な提案がなされているか。	5	45
		⑧	施設内作業動線	・作業性、安全性、点検スペース確保等のメンテナンス性等を考慮した機器配置に対する提案がなされているか。	5	
	施設に対する安全・安定性	⑨	処理システム	・要求水準書添付資料に示す「フローシート(参考)」を基本とし、機器点数の削減など、設計・建設費及び維持管理費の削減を目指した設計となっているか。	10	
		⑩	災害対策(水害)	・河川氾濫等の水害に対する安全性が高い浸水対策(建屋含む)に関する具体的な提案がなされているか。	5	
	環境性	⑪	周辺環境対策(工事中)	・工事期間中、周辺環境に対する騒音・振動・粉じん等に配慮した定点観測や掘削時における排水処理等についての具体的な提案がなされているか。	5	
		⑫	周辺環境対策(維持管理中)	・維持管理期間中、施設内の車両を含めた騒音・振動等について、周辺環境を考慮した具体的な提案がなされているか。	5	
		⑬	周囲の景観との調和	・要求水準書「第2章第1節1.(1)13」に示す緑豊かな田園風景や周辺環境に調和した景観について、維持管理費用に配慮した自然素材や植栽等を活用するなど、具体的な提案がなされているか。	5	
環境学習・啓発	⑭	見学者への環境学習・啓発	・見学者の年齢層(小学生・大人等)に合わせたリサイクルを理解しやすい見学ルート(各見学場面における説明方法や見学窓の配置など)の確保や、維持管理費用に対する配慮(展示内容の更新が容易など)が、具体的に提案されているか。 ・来客者への再生家具の引き渡しや、事業者による再生家具の運搬方法等、再生販売事業に配慮した再生家具室の配置が提案されているか。	5		
維持管理業務に関する事項	安全・安定性	⑮	施設保全の計画	・本施設の長期稼働を目的に、効率的な設備更新やストックマネジメントの考え方に基づいた本施設の長寿命化対策を具体的に盛り込んだ施設保全に関する考え方や計画が提案されているか。	10	20
		⑯	火災・爆発等事故対策	・火災・爆発等の事故発生時の対処として、緊急連絡体制の確立、緊急時対応及び復旧に向けた対策について、事業者の実績等をもとに具体的かつ確実性の高い提案がなされているか。	5	
		⑰	災害対応	・防災注意報や警報等の発令時における緊急連絡体制及び対応方法、発災時の初期対応について、具体的な提案がなされているか。	5	
				100		

注) 1. ※1: 同種施設とは、不燃ごみや不燃性粗大ごみを処理するため、破砕機を設置している施設を指します。

2. ③は3段階評価とする。

事業者審査の進め方

< 目 次 >

1. 事業者審査の内容	1
(1) 審査の項目等	1
(2) 審査の流れ	1
2. 非価格要素点の算出方法	3
3. ヒアリングの実施方法	4
4. 採点表	6

1. 事業者審査の内容

(1) 審査の項目等

事業者選考委員会では、応募者からの技術提案書の提出を受け、表1の審査を行います。

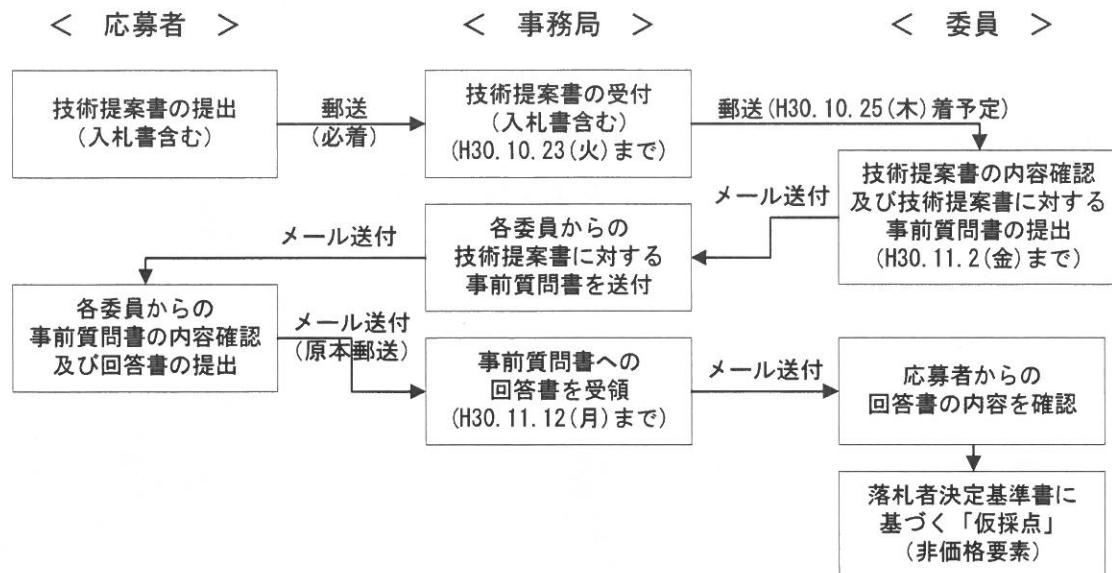
表1 事業者審査項目及び確認方法等

審査項目	日時等	担当	審査項目	審査方法
基礎審査	第4回事業者選考委員会 H30. 11. 13(火)	・事務局(事前確認) ・委員会	・提出書類の整合 ・技術提案書と要求水準書の整合	・必要な書類がそろっているか ・書類間の整合が図られているか ・技術提案内容が要求水準を満たしているか(提出様式で確認)
非価格要素審査	第5回事業者選考委員会 H30. 11. 14(水)	・委員会	技術提案内容	・落札者決定基準書に示す評価方法で審査し、得点化する。
価格要素審査		・事務局(開札) ・委員会	入札価格	・設計・建設費が調査基準価格及び失格基準価格に該当するか ・設計・建設費及び維持管理業務委託費がそれぞれ予定価格を上回っていないか ・落札者決定基準書に示す価格要素点の式より得点化する
総合評価		・委員会	総合評価点	・非価格要素点と価格要素点を合計し、総合評価点を算出する

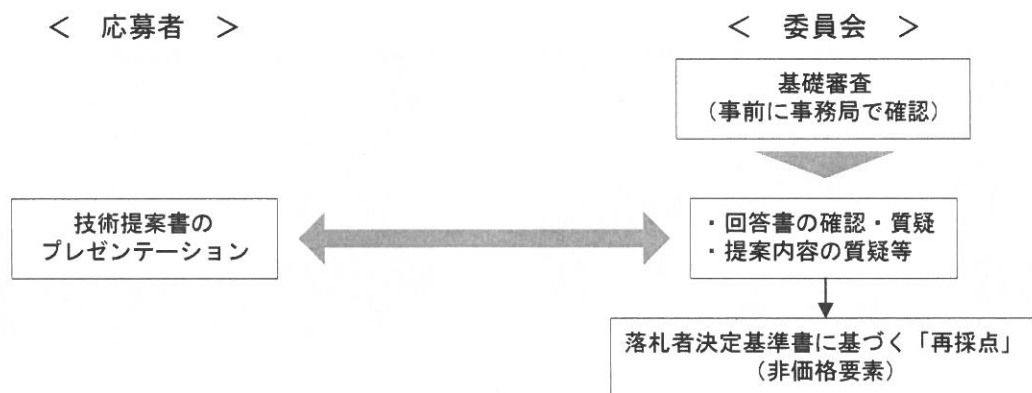
(2) 審査の流れ

審査の流れを図1に示します。特徴は、次に示すとおりです。

- 基礎審査では、事務局で事前に確認し、第4回事業者選考委員会の冒頭で報告し、ご承認いただく
- 技術提案書受付後からヒアリングまでの間、各委員から応募者へ事前質問を提出していただき、応募者からの回答を受けて、仮採点していただく。
- 事業者ヒアリングでは、応募者からの回答を受けてもまだ不明な点や、新たな疑問点等について質疑して頂き、結果を踏まえて仮採点を見直す。(見直す項目がある場合)



【第4回事業者選考委員会（応募者ヒアリング）】（H30.11.13(火)）



【第5回事業者選考委員会（総合評価）】（H30.11.14(水)）

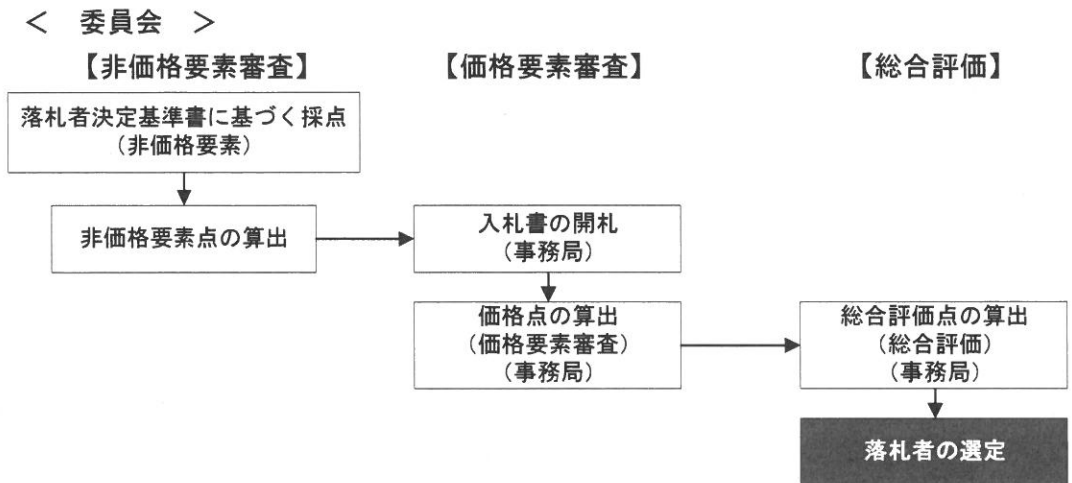


図1 審査の流れ

2. 非価格要素点の算出方法

事業者選考委員会では、落札者決定基準書に示す評価項目及び評価基準により、応募者から提出があった技術提案書を評価します。

技術提案書の評価に当たっては、一般的に、合議による採点、又は各委員の採点の平均とする場合があります（別紙参照）。本選考委員会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項をもとに、市条例により附属機関として設置していることから、市では、「松戸市附属機関等の設置及び運営に関する指針」を参考に、合議による採点で評価します。

具体的には、次に示す流れで評価します。

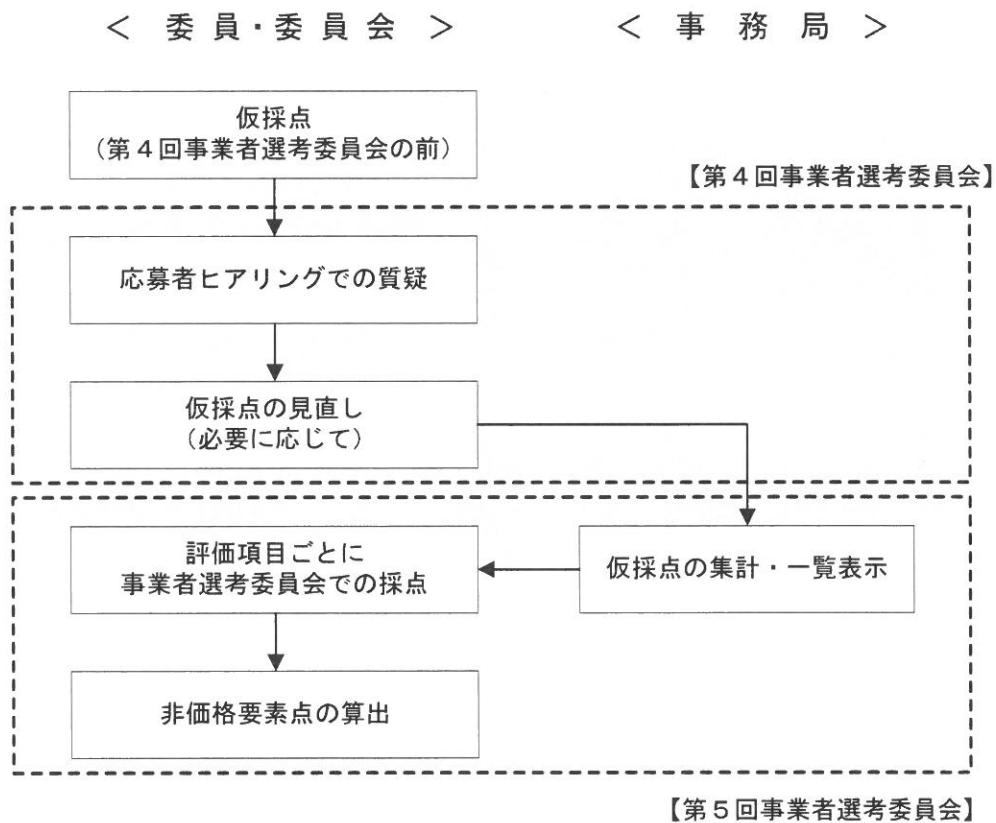


図2 非価格要素点算出の流れ

3. ヒアリングの実施方法

第4回事業者選考委員会において実施する応募者へのヒアリングは、次の考え方を基本に実施します。

【ヒアリング方法】

- ヒアリングは、匿名で行い、応募者は応募者番号以外を使用してはならない。なお、応募者（代表企業、構成員）が特定される資料提示又は発言があった場合は、その時点で、同応募者へのヒアリングを中止する場合がある。
- ヒアリングへの出席者は、入札参加資格審査時に提出する応募者の構成に示される代表企業又は構成員の社員とし、最大で5名までとする。
- ヒアリングは、プレゼンテーション30分、質疑応答30分とする。
- 応募者がヒアリングを欠席した場合は、入札を辞退したものとみなす。

【応募者からのプレゼンテーション】

- プレゼンテーションは、時間が限られていることから、技術提案書のうち、特に提案したい事項を中心とする。
- プレゼンテーションは、マイクロソフトパワーポイントによるプロジェクター投影によるものとするが、動画も可とする。
- 市では、プレゼンテーションの実施に当たり、プロジェクター、スクリーン及びこれらの接続ケーブルを用意し、応募者では、パソコンを用意する。
- プレゼンテーションの資料は、技術提案書に掲載した資料（図・文章）とし、内容の変更は認めない。
- ヒアリング当日に委員及び事務局への資料配付は認めない。

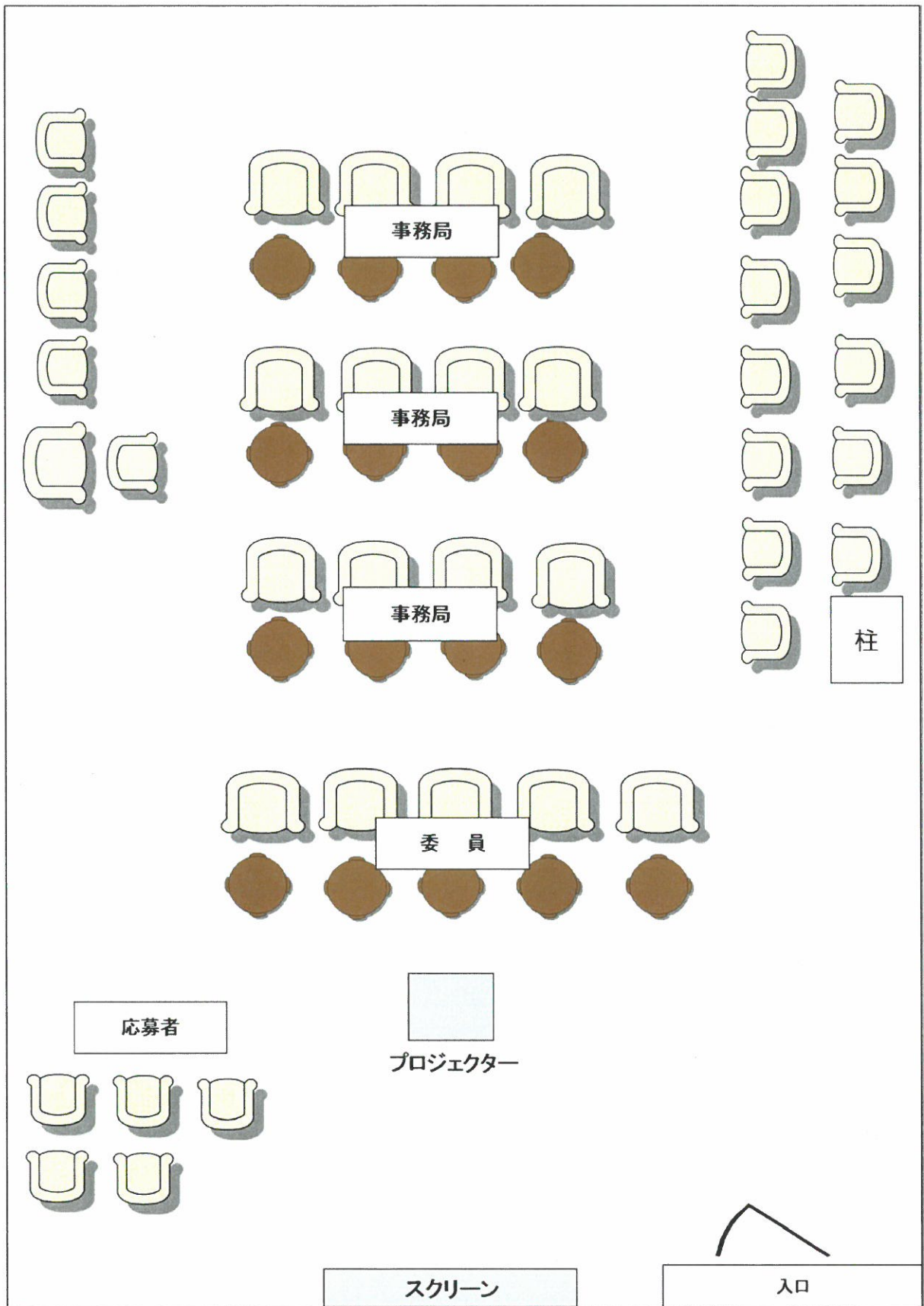


図3 第4回事業者選考委員会における配置（市民サロン）

4. 採点表

事務局から各委員に対して応募者の技術提案書をお送りする際、併せて次のページに示す採点表もお送りします。各委員では、本採点表における「事前（仮採点）」及び自由記入欄をご記入の上、第4回事業者選考委員会に持参して頂き、ヒアリング結果を踏まえ、採点に変更がある場合は、「ヒアリング（再採点）」にご記入頂きます。

第5回事業者選考委員会では、「ヒアリング（再採点）」の結果を一覧にしてスクリーンに投影しますので、評価項目ごとにご協議頂き、協議結果を「審査（合議）」にご記入頂きます。

（採点表は、お送りするまでの間、修正する可能性があります。）

(仮称)松戸市リサイクルプラザ整備事業 採点表

評価項目	様式	配点	評価点(A~E)			自由記載欄 (提案の長所・短所メモ、ヒアリングメモなど)
			事前 (仮採点) (〇を付けてください)	第4回委員会 ヒアリング (再採点)	第5回委員会 審査 (合議)	
企業力	① 同種施設 ^(※1) の施工実績 (処理能力5t/5h以上)	第6-1号	5	A・B・C D・E		
	② 同種施設 ^(※1) の維持管理実績 (処理能力5t/5h以上)	第6-2号	5	A・B・C D・E		
	③ 監理技術者の同種施設 ^(※1) の施工実績 (処理能力5t/5h以上)	第6-3号	5	A・B・C D・E		
リスク管理	④ DBM方式のリスクへの対応策	第6-4号	10	A・B・C D・E		
	⑤ 運転費の低減への対策	第6-5号	5	A・B・C D・E		
事業計画	⑥ 地元企業の活用	第6-6号	5	A・B・C D・E		
	⑦ 施設配置及び車両動線	第6-7号	5	A・B・C D・E		
本施設の運用に対する安全・安定性	⑧ 施設内作業動線	第6-8号	5	A・B・C D・E		
	⑨ 処理システム	第6-9号	10	A・B・C D・E		
施設に対する安全・安定性	⑩ 災害対策(水害)	第6-10号	5	A・B・C D・E		
	⑪ 周辺環境対策(工事中)	第6-11号	5	A・B・C D・E		
環境性	⑫ 周辺環境対策(維持管理中)	第6-12号	5	A・B・C D・E		
	⑬ 周囲の景観との調和	第6-13号	5	A・B・C D・E		
環境学習・啓発	⑭ 見学者への環境学習・啓発	第6-14号	5	A・B・C D・E		
	⑮ 施設保全の計画	第6-15号	10	A・B・C D・E		
維持管理業務に関する事項	⑯ 火災・爆発等事故対策	第6-16号	5	A・B・C D・E		
	⑰ 災害対応	第6-17号	5	A・B・C D・E		
合計			100			

注)1:※1:同種施設とは、不燃ごみや不燃性粗大ごみを処理するため、破砕機を設置している施設を指します。

2:②|は3段階評価とします。

3:①~③は実績数に応じた定量的評価であり、事務局でも評価点を確認とします。

評価点	評価内容	点数化方法
A	特に優れており、提案内容に非常に大きな期待ができる	配点×1.00
B	AとCの間であり、提案内容に大きな期待ができる	配点×0.75
C	優れており、提案内容に期待ができる	配点×0.50
D	CとEの間であり、提案内容にあまり期待ができない	配点×0.25
E	要求水準を満たさず程度であり、提案内容に期待できない	配点×0.00

平成30年11月14日(水)

本事業にかかわる事業者選考への非価格要素審査の採点結果は、上記の「審査(合議)」に記載の評価点で了承します。

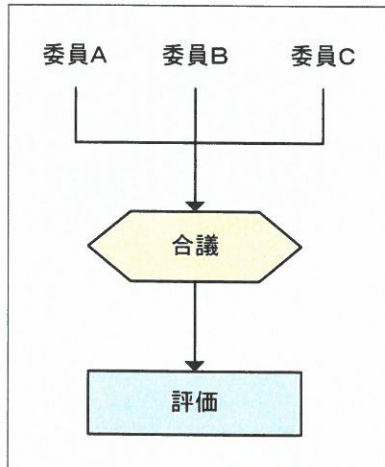
委員名

【参考：「合議による採点」と「各委員の採点の平均」の比較】

表 「合議による採点」と「各委員の採点の平均」における特徴

項目	合議による採点	各委員の採点の平均
概要	評価項目ごとに各委員が合議で共通の採点を行い、非価格要素点を算出する。	評価項目ごとに各委員が独自で採点を行い、その採点結果を平均し、非価格要素点を算出する。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 委員の専門性を非価格要素点に反映することができる。 各委員の評価が大きく異なる場合、合意形成を得るまでに労を要する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 各委員の採点が、統計的に非価格要素点に反映される。 各委員は、専門分野以外についても独自の採点を求められる。

<合議>



<平均>

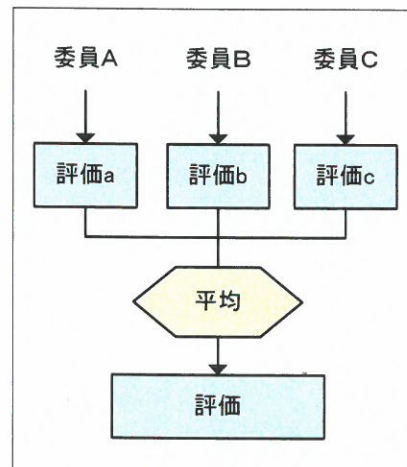


図 「合議による採点」と「各委員の採点の平均」の流れ

「落札者決定基準の検討」新旧対照表

No.	落札者決定基準書での反映	理由等	最終案	6月25日委員送付資料	事業者選考委員会(6/11)の配付資料
1	p3表1③ ・評価項目に「監理技術者の」を明記	実施方針P10②③に“監理技術者資格者証を有する者”との記載があり、当初の「技術管理者」の文言では、実施方針の要望を満たすことができないとの指摘があったため。	6/25時点の内容に相違なし	監理技術者の同種施設(※1)の施工実績 (処理能力5t/5h以上)	技術管理者の同種施設(※1)の施工実績 (処理能力5t/5h以上)
2	p3表1③ ・評価基準に「監理技術者としての」を明記	監理技術者としての実績を求めることを明確にするため。	・監理技術者としての過去10年間(H20.4以降から実施方針公表までに稼働開始した施設)の公共工事における同種施設の施工実績の件数を定量評価する。(A:2件以上、C:1件、E:0件)	同左	・過去10年間(H20.4以降から実施方針公表までに稼働開始した施設)の公共工事における同種施設の施工実績の件数を定量評価する。(A:2件以上、C:1件、E:0件)
3	p4表2④ ・評価基準に記載	【事業者選考委員会(6/11)の配付資料】 維持管理業者が運転委託業者等に対して指揮命令権を持たせられるのかと、委員会で疑問があり、また、維持管理事業者が運転委託事業者等を「指導する」という文言について好ましくないとのことで、文言を検討するようとの指摘があったため。 【6月25日委員送付資料】 事業者の取組についても記載する。	・要求水準書「第3章第3節2.点検及び検査の実施」に示す運転委託業者等から受ける運転管理の報告(日報、月報、年報)についての確認方法及び市への助言、並びに確認等の頻度や事業者の取組が、具体的かつ実効性があり、市等及び維持管理事業者の双方にとってリスク低減につながる具体的な提案がなされているか。	・要求水準書「第3章第3節2.点検及び検査の実施」に示す運転委託業者等から受ける運転管理の報告(日報、月報、年報)についての確認方法や確認頻度が、具体的かつ実効性があり、市等及び維持管理事業者の双方にとってリスク低減につながる具体的な提案がなされているか。	・要求水準書「第3章本施設の運営・維持管理に係る業務」業務範囲一覧表に示す維持管理及び情報管理における「▲」で示す項目について、運転委託業者等への指導・教育方法や日常点検等に対する管理方法が、具体的かつ実効性があり、市等及び維持管理事業者の双方にとってリスク低減につながる具体的な提案がなされているか。
4	p4表2⑫ ・評価項目及び評価基準に記載	【事業者選考委員会(6/11)の配付資料への意見】 稼働中における常設型の周辺環境対策について記載するようとの指摘があったため。 【6月25日委員送付資料への意見】 維持管理期間中ではあるが、常設型は、設計時での対応である。	評価項目を維持管理業務に関する事項から設計・建設業務に関する事項へ移動しました。 (⑩→⑫)なお名称を「周辺環境対策(維持管理中)」としました。 ・維持管理期間中、施設内の車両を含めた騒音・振動等について、周辺環境を考慮した具体的な提案がなされているか。	維持管理業務に関する事項に「⑩周辺環境対策」を追加し、評価基準を以下としました。 ・維持管理期間中、騒音・振動等の環境保全基準値の設定や環境分析の実施などについて、周辺環境に考慮した具体的な提案がなされているか。	記載なし
5	p4表2⑬ ・評価基準に記載	事業者から色々な提案をしてもらえるように“ごみ処理施設として認識されにくい”という文言を再考するよう指摘があったため。	6/25時点の内容に相違なし	要求水準書「第2章第1節1.(1)13」に示す緑豊かな田園風景と調和し、自然素材や植栽等を活用することで、周辺環境にとけ込む景観となる提案がなされているか。 ※別途要求水準書「第2章第1節1.(1)13」を変更しました。	・ごみ処理施設と認識されにくい対策、敷地南側及び東側には住居が存在するため、周辺住民に対する植栽等を活用した景観への対策について具体的な提案がなされているか。
6	p4表2⑭ ・評価基準に再生家具の内容を記載 ・評価項目に「啓発」を追記	再生家具販売について、家具を運搬する動線等も設計段階で求めているのであれば、※部分を削除した方が良いとの助言があったため。	6/25時点の内容に相違なし	左記内容を削除し、キーワードとして次を追加しました。 【追加キーワード】 ・再生家具販売 ・ごみ減量等への啓発	※再生販売事業は、本事業外のため設定しない
7	p4表2⑭ ・評価項目に「啓発」を記載(No.1同様)	【事業者選考委員会(6/11)の配付資料への意見】 再生家具販売について、家具を運搬する動線等も設計段階で求めているのであれば、そのことを評価基準に明記したほうが良いのではとの助言があったため。 また、見学者ルートも踏まえた啓発事業について提案を求めた方がよいとの助言があったため。	6/25時点の内容に相違なし	環境学習・啓発 －見学者への環境学習・啓発	環境学習 －見学者への環境学習
8	p4表2⑭ ・評価基準に記載	【6月25日委員送付資料への意見】 句読点と文章構成を見直し、配慮事項を明確にする。設置物そのものの更新ではなく、展示内容に注視した文章に変更する。	・見学者の年齢層(小学生・大人等)に合わせたリサイクルを理解しやすい見学ルート(各見学場面における説明方法や見学窓の配置など)の確保や、維持管理費用に対する配慮(展示内容の更新が容易など)が、具体的に提案されているか。 ・来客者への再生家具の引き渡しや、事業者による再生家具の運搬方法等、再生販売事業に配慮した再生家具室の配置が提案されているか。	・見学者ルートにおいて、対象者(小学生・大人)の違いによる配慮、見学者が2R(再生家具販売等のリユースやごみ減量・資源化等のリサイクル)を理解しやすいような処理工程に沿った見学ルート、各見学場面における説明方法、見学窓の配置など、本施設の内容を理解しやすい、また更新計画が容易である具体的な提案がなされているか。 ・来客者への再生家具の引き渡しや、事業者による再生家具の運搬方法等、再生販売事業に配慮した再生家具室の配置が提案されているか。	・見学者ルートにおいて、対象者(小学生・大人)の違いによる配慮、見学者が理解しやすいような処理工程に沿った見学ルート、各見学場面における説明方法、見学窓の配置など、本施設の内容を理解しやすい、また更新計画が容易である具体的な提案がなされているか。

赤字: 修正した文章、内容。

落札者決定基準の検討

< 目 次 >

1. 検討の目的	1
2. 検討の流れ	1
3. 総合評価点の算出方法	2
(1) 採点方式（加算方式・除算方式）	2
(2) 非価格要素点及び価格要素点	4
4. 非価格要素の検討	8
(1) 設定の検討に当たっての参考指標	8
(2) 評価項目及び評価基準	12
(3) 点数化の基準	15
(4) 配点	15
5. 価格要素の検討	16
(1) 価格点の算出方法	16
6. 総合評価点の算出方法	17
7. 本事業における落札者決定基準（案）	17

1. 検討の目的

松戸市（以下「市」という。）では、事業者選考委員会において、（仮称）松戸市リサイクルプラザ整備事業（以下「本事業」という。）における設計・建設業務及び維持管理業務を行う事業者を選定します。

そこで本資料では、事業者を選定するための評価項目及び評価基準等について検討します。

2. 検討の流れ

事業者選考委員会においては、まず、採点方法、並びに非価格要素及び価格要素の点数を検討し、総合評価点を算出するための方法を設定します。

次に、非価格要素においては、評価項目及び評価基準、配点、並びに点数化の基準を検討し、価格要素においては、価格点の算出方法を検討します。

これらの検討結果を合わせ、落札者決定基準書を作成します。

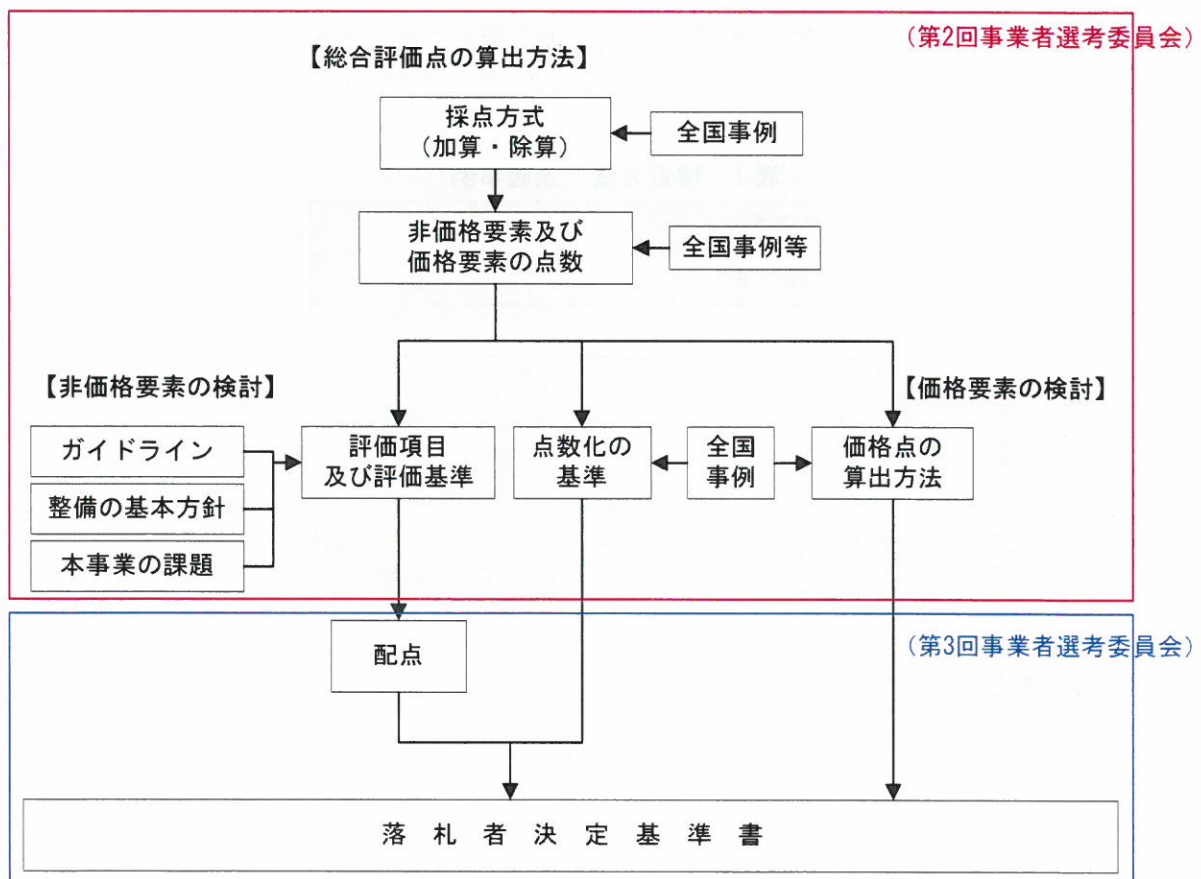


図1 検討の流れ

3. 総合評価点の算出方法

(1) 採点方式（加算方式・除算方式）

市では、「松戸市総合評価落札方式の適用ガイドライン（平成30年4月）」（以下「ガイドライン」という。）を定めており、採点方式を「除算式」としています。なお、ガイドラインでは、総合評価落札方式の種類について「特別簡易型^{※1}」及び「簡易型^{※1}」の2種類を定めています。

本事業は、「(仮称)松戸市リサイクルプラザ（以下「本施設」という。）」の設計に関する事項や維持管理に関する事項についての提案を含むことから、総合評価落札方式においては、2種類の型式よりも高度な「技術提案評価型」に該当するものですが、市においては「技術提案評価型」を規定していません。そのため、本事業における採点方法は、参考資料に示す全国事例（ごみ処理施設（新設）の総合評価落札方式を採用している事例）における採点方式の一覧を参考に設定します。

参考資料に示す採点方法の全国事例を集計すると、表1に示すとおりとなります。

過去5年間において、加算方式を採用している事例しかないことから、本事業では、加算方式を採用します。

表1 採点方法（全国事例）

評価数	事例数
加算方式	51例／51自治体
除算方式	0例／51自治体

※1：特別簡易型と簡易型

「特別簡易型」とは、原則として設計金額が5千万円以上2億3千万円未満の工事であり、同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う型式です。

また、「簡易型」とは、原則として設計金額が2億3千万円以上の工事であり、同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料の内容に加え、市が示す仕様書に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有するかを確認する施工計画の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う型式です。

■補足【加算方式・除算方式】

採点方法には、「加算方式」及び「除算方式」の2種類があります。一般的に、除算方式は、価格感度が高く、低価格帯でその傾向が強まりますが、加算方式では、価格要素点と非価格要素点の比率により、価格感度を調整できるという特徴があります。

	加算方式	除算方式
内容	総合評価点は、価格要素点と非価格要素点の合計によって算出する。 落札者は、総合評価点が最も高い者となる。	総合評価点は、非価格要素点を価格で除して算出する。 落札者は、総合評価点が最も高い者となる。
算出式	総合評価点 = 価格要素点 + 非価格要素点	総合評価点 = 非価格要素点※ ÷ 価格 ※：基礎点 + 加算点
模式図	<p>図中の右上へ行けばいくほど総合評価点が大きくなり、最も右上にある事業者が落札者となります。</p>	<p>非価格要素点を価格で除した価格当たりの非価格要素点が高い事業者、つまり直線の傾きが最も大きい事業者が落札者となります。</p> <p>また、総合評価点は、価格当たりの非価格要素点であるため、非価格要素と価格要素の割合を設定できません。</p>

注) 表中の図：PFI アニュアルレポート（平成 20 年 2 月 1 日）（内閣府）

(2) 非価格要素点及び価格要素点

参考資料に示す非価格要素点及び価格要素点の比率の全国事例を集計すると、表 2 に示すとおりとなります。

市では、本施設を 30 年以上使用していくことから、価格だけではなく非価格要素である設計・施工技術のほか、維持管理を想定した施設建設を見据えることから、価格要素よりも非価格要素を重視した割合とします。ただし、本事業は、公共工事であり、また近年における建築価格上昇の影響を緩和したいことから、価格要素も重要な要素であると考えています。

市では、事業者の技術力が高いことは言うまでもありませんが、価格競争を促すことも目的とし、価格要素点により逆転が可能である比率、及び落札者となる事業者にも価格を下げた提案を促すことを想定します。

表 2 非価格要素点及び価格要素点の比率（全国事例）

非価格要素点：価格要素点	事例数
75：25	1 例／51 自治体
70：30	4 例／51 自治体
65：35	1 例／51 自治体
60：40	38 例／51 自治体
50：50	7 例／51 自治体

次頁に、非価格要素点と価格要素点のシミュレーションを示します。

例えば、「非価格要素点：価格要素点＝60：40」Case3 の場合を想定します。「(1) 1 億円又は 1 点の重み」において、入札価格が 28 億円であった場合では、1 億円を点数に換算すると 1.43 点、また 1 点を費用に換算すると 0.70 億円となります。

シミュレーションの「(2) 総合評価点」において、例えば、「非価格要素点：価格要素点＝60：40」Case3 の場合、非価格要素審査点が、70%を獲得した事業者が最高点であると想定すると（図中の青色セル）、予定価格の満額で応札した場合、技術力が 60%までの事業者において、入札額を 5 億円以上下げること、総合評価点が逆転する可能性が生じます（図中の赤色セル）。

また、もう少し簡易な総合評価点と落札者のイメージ図を図 2 に示します。

A 社を基準に考えた場合、落札者となりうる事業者は、図中の青線よりも右側の事業者のみとなり、B 社が該当します。

非価格要素点は、一般的に満点になることがほとんどなく、例えば「非価格要素点：価格要素点＝60：40」の場合、60 点の 70%では、非価格要素点と価格要素点は、同程度となります。

以上より、市では、全国事例（表 2 参照）も多い「非価格要素点：価格要素点＝60：40」を採用します。

【入札価格と価格審査点のシミュレーション】

(1) 1 億円又は 1 点の重み

本シミュレーションでは、「価格審査点=配点×最低入札価格/入札価格」として計算しています。なお、価格審査点の算出方法は、「5. 価格要素の検討」において検討します。

Case1

[前提条件]

・非価格：価格=80：20

[入札における仮定]

予定価格 30 億
調査基準価格 28 億
失格基準価格 21 億

価格審査点	20 点
-------	------

[検討結果]	価格審査点	換算値
① 入札価格 21 億 の場合	20.00 点	1億÷1点÷ - 億円
② 入札価格 23 億 の場合	18.26 点	1億÷1点÷ 0.87 点 1億÷1点÷ 1.15 億円
③ 入札価格 26 億 の場合	16.15 点	1億÷1点÷ 0.77 点 1億÷1点÷ 1.30 億円
④ 入札価格 28 億 の場合	15.00 点	1億÷1点÷ 0.71 点 1億÷1点÷ 1.40 億円
⑤ 入札価格 30 億 の場合	14.00 点	1億÷1点÷ 0.67 点 1億÷1点÷ 1.50 億円

※9億円の差で6.00点の点差が開く。

Case2

[前提条件]

・非価格：価格=70：30

[入札における仮定]

予定価格 30 億
調査基準価格 28 億
失格基準価格 21 億

価格審査点	30 点
-------	------

[検討結果]	価格審査点	換算値
① 入札価格 21 億 の場合	30.00 点	1億÷1点÷ - 億円
② 入札価格 23 億 の場合	27.39 点	1億÷1点÷ 1.31 点 1億÷1点÷ 0.77 億円
③ 入札価格 26 億 の場合	24.23 点	1億÷1点÷ 1.15 点 1億÷1点÷ 0.87 億円
④ 入札価格 28 億 の場合	22.50 点	1億÷1点÷ 1.07 点 1億÷1点÷ 0.93 億円
⑤ 入札価格 30 億 の場合	21.00 点	1億÷1点÷ 1.00 点 1億÷1点÷ 1.00 億円

※9億円の差で9.00点の点差が開く。

Case3

[前提条件]

・非価格：価格=60：40

[入札における仮定]

予定価格 30 億
調査基準価格 28 億
失格基準価格 21 億

価格審査点	40 点
-------	------

[検討結果]	価格審査点	換算値
① 入札価格 21 億 の場合	40.00 点	1億÷1点÷ - 億円
② 入札価格 23 億 の場合	36.52 点	1億÷1点÷ 1.74 点 1億÷1点÷ 0.57 億円
③ 入札価格 26 億 の場合	32.31 点	1億÷1点÷ 1.54 点 1億÷1点÷ 0.65 億円
④ 入札価格 28 億 の場合	30.00 点	1億÷1点÷ 1.43 点 1億÷1点÷ 0.70 億円
⑤ 入札価格 30 億 の場合	28.00 点	1億÷1点÷ 1.33 点 1億÷1点÷ 0.75 億円

※9億円の差で12.00点の点差が開く。

Case4

[前提条件]

・非価格：価格=50：50

[入札における仮定]

予定価格 30 億
調査基準価格 28 億
失格基準価格 21 億

価格審査点	50 点
-------	------

[検討結果]	価格審査点	換算値
① 入札価格 21 億 の場合	50.00 点	1億÷1点÷ - 億円
② 入札価格 23 億 の場合	45.65 点	1億÷1点÷ 2.18 点 1億÷1点÷ 0.46 億円
③ 入札価格 26 億 の場合	40.38 点	1億÷1点÷ 1.92 点 1億÷1点÷ 0.52 億円
④ 入札価格 28 億 の場合	37.50 点	1億÷1点÷ 1.79 点 1億÷1点÷ 0.56 億円
⑤ 入札価格 30 億 の場合	35.00 点	1億÷1点÷ 1.67 点 1億÷1点÷ 0.60 億円

※9億円の差で15.00点の点差が開く。

注) 右表における予定価格、調査基準価格、失格基準価格は、現段階のおおよその想定金額である。

(2) 総合評価点

(設定) : 選定事業者の点数が、非価格要素点：満点の70%、価格要素点：予定価格満額だった場合 ※表中青セルの点数
 価格による総合評価点の逆転が起こる場合は、それぞれ表中の赤セルになります。

Case1	非価格要素審査点					
	36.00 (45%)	40.00 (50%)	44.00 (55%)	48.00 (60%)	52.00 (65%)	56.00 (70%)
非価格：価格=80:20						
20.00 (21億円)	56.00	60.00	64.00	68.00	72.00	76.00
18.26 (23億円)	54.26	58.26	62.26	66.26	70.26	74.26
16.15 (26億円)	52.15	56.15	60.15	64.15	68.15	72.15
15.00 (28億円)	51.00	55.00	59.00	63.00	67.00	71.00
14.00 (30億円)	50.00	54.00	58.00	62.00	66.00	70.00
価格要素審査点						

Case3	非価格要素審査点					
	27.00 (45%)	30.00 (50%)	33.00 (55%)	36.00 (60%)	39.00 (65%)	42.00 (70%)
非価格：価格=60:40						
40.00 (21億円)	67.00	70.00	73.00	76.00	79.00	82.00
36.52 (23億円)	63.52	66.52	69.52	72.52	75.52	78.52
32.31 (26億円)	59.31	62.31	65.31	68.31	71.31	74.31
30.00 (28億円)	57.00	60.00	63.00	66.00	69.00	72.00
28.00 (30億円)	55.00	58.00	61.00	64.00	67.00	70.00
価格要素審査点						

Case2	非価格要素審査点					
	31.50 (45%)	35.00 (50%)	38.50 (55%)	42.00 (60%)	45.50 (65%)	49.00 (70%)
非価格：価格=70:30						
30.00 (21億円)	61.50	65.00	68.50	72.00	75.50	79.00
27.39 (23億円)	58.89	62.39	65.89	69.39	72.89	76.39
24.23 (26億円)	55.73	59.23	62.73	66.23	69.73	73.23
22.50 (28億円)	54.00	57.50	61.00	64.50	68.00	71.50
21.00 (30億円)	52.50	56.00	59.50	63.00	66.50	70.00
価格要素審査点						

Case4	非価格要素審査点					
	22.50 (45%)	25.00 (50%)	27.50 (55%)	30.00 (60%)	32.50 (65%)	35.00 (70%)
非価格：価格=50:50						
50.00 (21億円)	72.50	75.00	77.50	80.00	82.50	85.00
45.65 (23億円)	68.15	70.65	73.15	75.65	78.15	80.65
40.38 (26億円)	62.88	65.38	67.88	70.38	72.88	75.38
37.50 (28億円)	60.00	62.50	65.00	67.50	70.00	72.50
35.00 (30億円)	57.50	60.00	62.50	65.00	67.50	70.00
価格要素審査点						

(注) 予定価格：約30億円、調査基準価格：約28億円、最低制限価格：約21億円

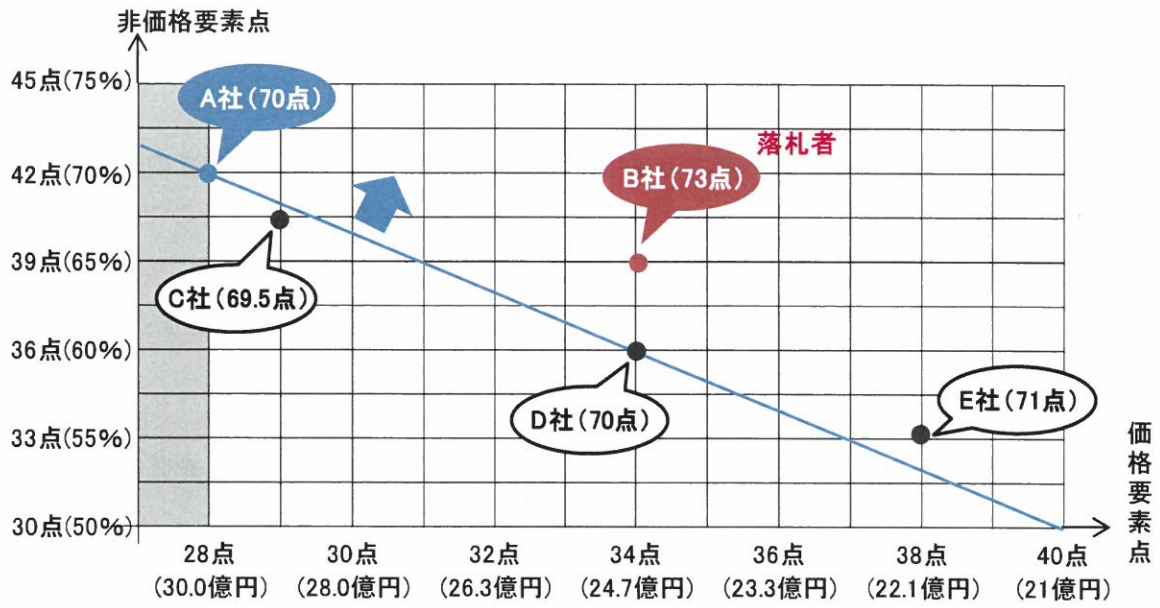


図2 総合評価点と落札者のイメージ図

4. 非価格要素の検討

(1) 設定の検討に当たっての参考指標

① 松戸市総合評価落札方式の適用ガイドライン

市では、ガイドラインにおいて、総合評価落札方式の種類について「特別簡易型」及び「簡易型」の2種類を定めています。

本事業は、本施設の設計に関する事項や維持管理に関する事項についての提案を含むことから、総合評価落札方式においては、「技術提案評価型」に該当するものですが、市においては「技術提案評価型」を規定していません。

そこで、まずは本事業において、市でもっとも高度な「簡易型」を参考 に、落札者決定基準を検討します。

ガイドラインに示される評価項目を表3に示します。

評価項目は、主に「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」を評価する内容です。

表3 ガイドラインに示される評価項目

区分	項目	細目	選択区分	評価基準		
施工計画		①工程管理に係る技術的所見 ②材料の品質管理に係る技術的所見 ③施工上の課題に対する技術的所見 ④施工上配慮すべき事項	◎	・適切で優れる ・適切で良好 ・適切で可 ・不適切（提案なし）※失格		
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去10年間の公共工事における同種工事の施工実績	◎	・あり ・なし	
		工事成績（右記いずれか）	市が発注した工事における過去2箇年度間の当該業種の工事成績評定点の平均点 市・国・都道府県が発注した工事における過去2箇年度間の当該業種の工事成績評定点の最高点	◎	・80点以上 ・77.5点以上～80点未満 ・75点以上～77.5点未満 ・72.5点以上～75点未満 ・70点以上～72.5点未満 ・65点以上～70点未満又は実績なし ・65点未満	
		優良工事等成績	過去2箇年度間の市・国・都道府県における当該業種の優良工事等表彰実績	◎	・あり ・なし	
		ISO認証取得	ISO9001又はISO14001の取得状況	◎	・あり ・なし	
		事故及び不誠実な行為	過去の事故及び不誠実な行為の有無（過去3年間において市で処分したもの）	◎	・なし ・総合評価方式での履行義務違反あり ・指名停止処分あり	
	地域精通度貢献度	地域での施工実績	市での過去10年間の施工実績	◎	・あり ・なし	
		災害貢献又はボランティア実績	市での過去2年間における災害時の活動又は地域活動の実績	◎	・あり ・なし	
		地域雇用	市在住者（障害者、高齢者、女性）の雇用実績	◎	・あり ・なし	
	配置予定技術者の技術力	配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績	過去10年間の公共工事における同種工事の施工実績	◎	・あり ・なし
			工事成績（右記いずれか）	市が発注した工事における過去4箇年度間の当該業種の工事成績評定点の平均点 市・国・都道府県が発注した工事における過去4箇年度間の当該業種の工事成績評定点の最高点	◎	・80点以上 ・77.5点以上～80点未満 ・75点以上～77.5点未満 ・72.5点以上～75点未満 ・70点以上～72.5点未満 ・65点以上～70点未満又は実績なし ・65点未満
主任（監理）技術者所有資格			（業種により適時設定）	○	・あり ・なし	
優良工事等表彰			過去4箇年度間の市・国・都道府県における当該業種の優良工事等表彰実績	◎	・あり ・なし	
継続教育の取組			継続教育CPD又はCPDSの取組状況（過去5年間継続）	◎	・各団体推奨単位以上取得あり（5年間継続） ・各団体推奨単位以上取得あり ・なし	
自由設定項目（雇用状況確認を除く）			○	—		

注) 1. 松戸市総合評価方式の適用ガイドライン（平成30年度版）を加工
2. 表中の選択区分に示す凡例 ◎：必修、○：選択

② リサイクルプラザの整備に係る基本方針

市では、リサイクルプラザの整備に係る4つの基本方針を設定しています。

本事業は、総合評価落札方式の「技術提案評価型」であることから、この4つの基本方針をもとに、設計・建設及び維持管理に係る落札者決定基準を検討します。

表4 リサイクルプラザ整備に係る基本方針及び想定されるキーワード

基本方針	内 容	評価項目に想定される キーワード
1 安全かつ安定的に処理できる施設	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、日々の施設の稼働に支障が生じないように、質の高い維持・管理により、安全かつ安定的な処理ができる施設とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期処理の安全性（施設内作業員動線、火災・爆発等事故対策、災害対策・対応） 長期処理の安定性（処理システム、施設保全の計画） 施設配置・車両動線 施設の安全性
2 周辺環境に配慮した施設	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境に配慮し、景観等においても周囲と調和のとれた施設とする。 環境負荷の低減対策を講じ、周辺住民が安心して生活できる施設とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境対策 周囲の景観との調和
3 環境学習・啓発を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設見学に対応し、廃棄物処理について学ぶことができる施設とする。 粗大ごみの再生販売等を通じた、循環型社会形成の啓発施設とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 見学者への環境学習や見学者ルート 再生家具販売 ごみ減量等への啓発
4 経済性に配慮した施設	<ul style="list-style-type: none"> 民間のノウハウを活用し、建設から運営・維持管理等に至るまでのライフサイクルコストの低減を図る施設とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 運転費の低減を目指した設計 建設費及び維持管理費の低減を目指した設計

③ 本事業における課題

本事業は、DBM方式による整備運営を行うことから設定いたします。

表5 本事業における課題

課題	内容
1	<p>リスク管理</p> <p>本事業では、維持管理を行う維持管理事業者のほか、運転委託を行う運転委託業者も運営に関与する。そのため、維持管理事業者が、運転委託業者等に対してどう指導していくか、またどう管理していくかが課題です。</p> <p>また、原因不明の故障発生時などでは、早期復旧が必要となることから、どのような対応を行うかが課題です。</p>

(2) 評価項目及び評価基準

本事業の落札者決定基準は、ガイドラインを参考に企業力及び地元貢献への評価を行い、またリサイクルプラザ整備に係る基本方針及び課題をもとに、事業計画、設計・建設業務、維持管理業務に関する事項の評価を行います。

表6 キーワード及び課題に基づく評価項目

参考	内容		評価項目
ガイドライン	企業力	施工実績及び維持管理実績	⇒①②
		監理技術者の施工実績	⇒③
	地元貢献	地元企業の活用	⇒⑥

基本方針		キーワード		評価項目	
1	安全かつ安定的に処理できる施設	本施設の運用に対する安全・安定性	施設配置及び車両動線	⇒⑦	
			施設内作業動線	⇒⑧	
		施設に対する安全・安定性	設計・建設	処理システム	⇒⑨
				災害対策（水害）	⇒⑩
			維持管理	施設保全の計画	⇒⑮
				火災・爆発等事故対策	⇒⑯
				災害対応	⇒⑰
2	周辺環境に配慮した施設	環境性	周辺環境対策（工事中）	⇒⑪	
			周辺環境対策（維持管理中）	⇒⑫	
			周囲の景観との調和	⇒⑬	
3	環境学習・啓発を行う施設	環境学習・啓発	見学者への環境学習・啓発	⇒⑭	
4	経済性に配慮した施設	設計・建設費	設計・建設費低減への対策	⇒⑨	
		運転費	運転費低減への対策	⇒⑤	
		維持管理費	維持管理費低減への対策	⇒⑨	

課題		内容	評価項目
1	リスク管理	DBM方式のリスクへの対応策	⇒④

注) 表中の評価項目における①～⑰は表7参照。

表7 本施設の設計・建設・維持管理に関する評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点	
企業力	① 同施設 ^(※1) の施工実績 (処理能力5t/5h以上)	・過去10年間(H20.4以降から実施方針公表までに稼働開始した施設)の公共工事における同種施設の施工実績の件数を定量的に評価する。 (A:5件以上, B:4件, C:3件, D:2件, E:1件)	5	
	② 同施設 ^(※1) の維持管理実績 (処理能力5t/5h以上)	・過去10年間(H20.4以降から実施方針公表までに稼働開始した施設)の公共工事における同種施設に対するDBO方式又はDBM方式の件数を定量的に評価する。 (A:5件以上, B:4件, C:3件, D:2件, E:1件)	5	
	③ 監理技術者の同種施設 ^(※1) の施工実績 (処理能力5t/5h以上)	・監理技術者としての過去10年間(H20.4以降から実施方針公表までに稼働開始した施設)の公共工事における同種施設の施工実績の件数を定量的に評価する。 (A:2件以上, C:1件, E:0件)	5	
事業計画	④ リスク管理	・要求水準書「第3章第3節2.点検及び検査の実施」に示す運転委託業者等から受ける運転管理の報告(日報、月報、年報)についての確認方法及び市への助言、並びに確認等の頻度や事業者の取組が、具体的かつ実効性があり、市等及び維持管理事業者の双方にとってリスク低減につながる具体的な提案がなされているか。 ・計画よりも設備等の更新時期が早まった場合や原因不明の故障が発生した場合における早期復旧に対する対応策について具体的な提案がなされているか。	10	
	⑤ 運転費の低減への対策	・20年間の運転に伴う運転人員を削減することを目的とした、ハード及びソフトに対する具体的な設計の提案がなされているか。	5	
	⑥ 地元企業の活用	・設計・建設業務において、地元企業を活用するなどの提案がなされているか。 ・維持管理業務において、清掃・種別管理や施設整備等の業務において、地元企業を活用するなどの提案がなされているか。	5	
	⑦ 本施設の運用に対する安全・安定性	・各車両(収集車、一般持込車両、搬出車両、一般車両(見学者等))に配慮した極力錯綜しない車両動線、施設外に車両が待機することがないよう待機場所を考慮した施設配置など、安全に配慮した具体的な提案がなされているか。	5	
	施設に対する安全・安定性	⑧ 施設内作業動線	・作業性、安全性、点検スペース確保等のメンテナンス性を考慮した機器配置に対する提案がなされているか。	5
		⑨ 処理システム	・要求水準書添付資料に示す「フローシート(参考)」を基本とし、機器点数の削減など、設計・建設費及び維持管理費の削減を目標とした設計となっているか。	10
	設計・建設業務に関する事項	⑩ 災害対策(水害)	・河川氾濫等の水害に対する安全性が高い浸水対策(建屋含む)に関する具体的な提案がなされているか。	5
⑪ 周辺環境対策(工事中)		・工事期間中、周辺環境に対する騒音・振動・粉じん等に配慮した定点観測や掘削時における排水処理等についての具体的な提案がなされているか。	5	
環境性	⑫ 周辺環境対策(維持管理中)	・維持管理期間中、施設内の車両を含めた騒音・振動等について、周辺環境を考慮した具体的な提案がなされているか。	5	
	⑬ 周囲の景観との調和	・要求水準書「第2章第1節1.(1)13」に示す緑豊かな田園風景や周辺環境に調和した景観について、維持管理費用に配慮した自然素材や植栽等を活用するなど、具体的な提案がなされているか。	5	
	⑭ 見学者への環境学習・啓発	・見学者の年齢層(小学生、大人等)に合わせたリサイクルを理解しやすい見学ルート(各見学場面における説明方法や見学窓の配置など)の確保や、維持管理費用に対する配慮(展示内容の更新が容易など)が、具体的に提案されているか。 ・乗客者への再生家具の引き渡しや、事業者による再生家具の運搬方法等、再生販売事業に配慮した再生家具室の配置が提案されているか。	5	
維持管理業務に関する事項	⑮ 施設保全の計画	・本施設の長期稼働を目的に、効率的な設備更新やストックマネジメントの考え方に基づいた本施設の長寿命化対策を具体的に盛り込んだ施設保全に関する考え方や計画が提案されているか。	10	
	安全・安定性	⑯ 火災・爆発等事故対策	・火災・爆発等の事故発生時の対処として、緊急連絡体制の確立、緊急時対応及び復旧に向けた対策について、事業者の実績等をもとに具体的かつ確実性の高い提案がなされているか。	5
		⑰ 災害対応	・防災注意報や警報等の発令時における緊急連絡体制及び対応方法、発災時の初期対応について、具体的な提案がなされているか。	5
	100			

注) 1. ※1: 同種施設とは、不燃ごみや不燃性粗大ごみを処理するため、破砕機を設置している施設を指します。
2. ③は3段階評価とする。

(3) 点数化の基準

① 評価基準及び得点化方法

参考資料に示す評価基準及び得点化方法の全国事例を集計すると表 8 に示すとおりです。

全国事例においては、5 段階評価が多数であることから、市においても、「5 段階評価」を採用し、表 9 に示す方法で算出するものとします。

表 8 点数化方法（全国事例）

評価数	事例数
5 段階評価	48 例／51 自治体
4 段階評価	3 例／51 自治体

注) 5 段階評価における点数化方法は、48 自治体とも表 9 に示す式である。

表 9 点数化方法

評価	評価内容	点数化方法
A	特に優れており、提案内容に非常に大きな期待ができる	配点×1.00
B	AとCの間であり、提案内容に大きな期待ができる	配点×0.75
C	優れており、提案内容に期待ができる	配点×0.50
D	CとEの間であり、提案内容にあまり期待ができない	配点×0.25
E	要求水準を満たす程度であり、提案内容に期待できない	配点×0.00

② 非価格要素の算出方法

非価格要素は、次に示す方法で算出します。

非価格要素点 = 60 点 × (審査項目ごとの評価点の合計点 / 評価項目の合計点^{※1})

注) 点数は、配点が示される評価項目ごとに小数点第 3 位を四捨五入し、
小数点 2 位まで算出するものとする。

※1: 本資料では、仮に 100 点としている (表 7 の合計点)

(4) 配点

配点については、本資料では事務局案として掲載しましたが、第 2 回事業者選考委員会の検討結果を踏まえ、第 3 回事業者選考委員会において協議します。

5. 価格要素の検討

(1) 価格点の算出方法

環境省「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きについて（平成 18 年 7 月 18 日）」において、加算方式における算出式は、次のとおりとしています。

$\begin{aligned} \text{価格点} &= \text{配点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \\ &\text{又は} \text{配点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格}) \end{aligned}$

また、参考資料に示す価格点の算出方法の全国事例を集計すると表 10 に示すとおりです。

表 10 価格点の算出式

算出式	事例数
① 配点 × (最低入札価格 / 入札価格)	49 例 / 51 自治体
うち最低入札価格に制限あり	17 例 / 51 自治体
② ((上限金額 - 見積金額) / (上限金額 - 最低見積金額)) × 配点	1 例 / 51 自治体
③ 配点 × (1 - 1/3(入札価格 / 予定価格) ⁸⁾)	1 例 / 51 自治体

全国事例においては、①の算出式が大多数であることから、市においては、①の式で算出するものとします。

また、市では、今後 20 年以上にわたるごみ処理の安定処理が求められることから、設計・建設業務においては、「松戸市低入札価格調査実施要綱（平成 30 年 4 月 1 日改正）」に示す調査基準価格及び失格基準価格を設定します。なお、設計・建設業務費が失格基準価格を下回った応募者は失格とし、同事業者に対する以降の総合評価を行わないものとします。

価格要素審査は、上述する設計・建設業務費及び維持管理業務委託費を合計した価格で、次に示す式により算出します。

$\text{価格要素点} = 40 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$
--

- ・ 入札価格：応募者から提出された入札価格のうち入札書比較価格に相当する価格。
- ・ 最低入札価格：応募者による最低の入札価格。

注) 1. 点数は、配点が示される評価項目ごとに小数点第 3 位を四捨五入し、小数点 2 位まで算出するものとする。

注) 2. 設計・建設費において失格基準価格を下回る応募者があった場合、最低入札価格を算出するための設計・建設費は、失格基準価格に読み替えるものとする。

注) 3. 設計・建設費及び維持管理業務委託費のそれぞれについて、予定価格を上回った応募者は、失格とする。

6. 総合評価点の算出方法

総合評価点は、非価格要素点及び価格要素点の合計で算出し、総合評価点の最も高い応募者を落札者に選定します。

総合評価点の最も高い応募者が複数ある場合、非価格要素点に違いがある場合は、非価格要素点が高い応募者を落札者に選定しますが、非価格要素点に違いがない場合は、当該応募者にくじを引かせて選定します。なお、当該応募者が不在の場合は、当該入札事務に関係がない市職員がくじを引き、順位を決定します。

7. 本事業における落札者決定基準（案）

市では、第2回及び第3回事業者選考委員会においてご協議頂いた結果を踏まえ、（仮称）松戸市リサイクルプラザ整備事業落札者決定基準書（資料-3-4 参照）として取りまとめていきます。

【参考資料】 要求水準書（案）に示す業務範囲一覧（p108）の変更案

項目			維持管理事業者	市等	
全体	計画書等の 作成及び改定	施設保全計画書	作成	●	
			改定	●	
		環境保全計画書	作成	●	
			改定	●	
		維持管理マニュアル	作成	●	
			改定	●	
		危機管理マニュアル	作成	(支援)	●
			改定	(支援)	●
搬入管理	搬入車両の受付及び管理			●	
	搬入車両の誘導及び指示			●	
	荷下ろしの補助			●	
	処理不適物の検査（持ち帰り指示含む）			●	
	料金の徴収			●	
運転管理	本施設の運転			●	
	搬出物の保管、積込及び運搬			●	
	発生残さの搬出及び処分			●	
	搬出物及び発生残さの性状調査		●		
	家具等再生作業及び展示			●	
	再生家具等の販売			●	
維持管理	備品・什器・物品・用役の調達		● ^{※1}	●	
	点検及び検査	日常点検（週例点検含む）	▲ ^{※2}	●	
		定期点検	●		
		法定点検・検査	●		
		自主検査	●		
	予備品及び消耗品の交換		●		
	補修及び更新		●		
	精密機能検査		●		
情報管理	運転管理の報告（日報、月報、年報）		▲ ^{※2}	●	
	調達記録の報告		● ^{※1}	●	
	点検及び 検査の報告	日常点検	▲ ^{※2}	●	
		定期点検	●		
		法定点検・検査	●		
		自主検査	●		
	補修・更新の報告		●		
	環境保全の報告		●		
	維持管理記録の提出		● ^{※3}	●	
その他の報告		●	●		
環境管理	環境保全基準値等の設定		●		
	環境分析の実施		●		
	環境保全改善策の協議		●	●	
その他	計画書等の 作成	実施計画書（毎年度）	●		
		実績報告書（毎年度）	●		
	施設警備	警備体制の整備 ^{※4}	●	●	
		日常の巡回警備		●	
	清掃・植栽管理		●		
	周辺住民対応		(支援)	●	
	見学者対応		(支援)	●	
	モニタリング		(協力)	●	

注) ※1：建設事業者又は維持管理事業者が納品又は用意する備品・什器・物品・用役にかかるものだけであり、市等が用意する備品及び物品を除く。

※2：運転委託業者等から受ける報告（月報、年報）の確認。

※3：維持管理事業者の業務範囲にかかる項目。

※4：緊急連絡先は市とする。